

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）	1
○国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）	17
○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）	18
○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）	19
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	21

○ 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源に関する特例その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「道路整備事業」とは、次に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに当該道路の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業をいう。</p> <p>一 高速自動車国道</p> <p>二 一般国道</p> <p>三 都道府県道又は市町村道であつて、政令で定めるもの</p> <p>2  この法律において「道路整備費」とは、道路整備事業の実施に要する国が支弁する経費をいう。</p> <p>3  この法律において「揮発油税等の収入額の予算額」とは一会計年度の揮発油税の収入額の予算額の全額に相当する金額及び</p>	<p style="text-align: center;">道路整備費の財源等の特例に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。</p>

当該会計年度の石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額をいい、「揮発油税等の収入額の決算額」とは一会計年度の揮発油税の収入額の決算額の全額に相当する金額及び当該会計年度の石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額をいう。

4 この法律において「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下単に「会社」という。）が行うものをいう。

一 高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第七号に規定する料金をいう。以下同じ。）の額の設定（同号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

#### （道路整備費の財源）

第三条 政府は、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ。ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りで

#### （道路整備費の財源）

第三条 政府は、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の予算額」とい

ない。

一 (略)

二 当該年度の前年度以前で平成二十年度以降の各年度の揮発油税等の収入額の決算額（当該年度の前年度については、揮発油税等の収入額の予算額）の合計額が当該各年度の道路整備費の決算額（当該年度の前年度については、道路整備費の予算額）の合計額を超えるときは、当該超える額

2 | 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が、同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足し、又は当該揮発油税等の収入額の決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「合算額に相当する金額」とあるのは、「合算額（当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは当該合算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額を超えるときは当該合算額から当該超える額を控除した額）に相当する金額」とする。

3 | 政府は、平成二十九年年度末における第一項各号に掲げる額の合算額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、平成三十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、毎年度、当該超える額の全部又は一部に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ。

4 | 政府は、平成二十年度以降十箇年間は、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による措置を講じてもお道路整備費

う。）が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。）を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならない。

一 (略)

二 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 | 政府は、前項に定めるもののほか、平成十五年以降五箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

の財源に不足を生ずると認められるときは、第一項に定めるもののほか、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

5| 国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による措置を講じて平成二十年度以降十箇年間に行うべき道路整備事業の量の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6| 前項の道路整備事業の量は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

7| 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の道路整備事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

8| 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定後五年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、同項の道路整備事業の量について検討を加え、必要があると認めるときは、当該道路整備事業の量の変更の案を作成するものとする。

9| 第五項から第七項までの規定は、第五項の道路整備事業の量の変更について準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例）

第四条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

（地方道路整備臨時交付金）

第五条 国は、地方公共団体に対し、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、第二条第一項第二号又は第三号に掲げる道路の舗

3| 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4| 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5| 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6| 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

（国の負担金の割合の特例等）

第四条 平成十五年度以降五箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

（地方道路整備臨時交付金）

第五条 国は、地方公共団体に対し、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、第二条の政令で定める都道府県道その他の道路の

装その他の改築又は修繕に関する事業で次に掲げる基準に適合するものうち、当該十箇年間に実施する必要があると認められる事業（以下「交付金対象事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。

一 当該事業の規模が国土交通大臣の定める基準を超えないものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために行われる必要があると認められるものであること。

四 一定の地域において一体として行われるものであること。

五 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

2 前項の交付金（以下「地方道路整備臨時交付金」という。）の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の四分の一に相当する額を限度とする。

3 当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足し、又は当該決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「予算額」とあるのは、「予算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額を超えるときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額から当該超える額を控除した額）」とする。

舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められる事業（以下「対象事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。

2 前項の交付金（以下「地方道路整備臨時交付金」という。）の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額）の四分の一に相当する額を限度とする。

4 | 地方公共団体は、地方道路整備臨時交付金を充てて交付金対象事業を実施しようとするときは、各年度ごとに、その年度の当該交付金対象事業の実施に関する計画を作成し、これを国土交通大臣に提出するものとする。

5 | 地方公共団体は、前項の規定により当該地方公共団体が道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）である道路以外の道路の交付金対象事業の実施に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者に協議しなければならない。

6 | 地方道路整備臨時交付金は、第四項の規定により当該年度に提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合（第四項の規定により当該地方公共団体から提出された計画に基づき交付金対象事業の実施に要する費用の額を同項の規定により提出されたすべての地方公共団体の計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の合計額で除した割合をいう。）を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、第四項の規定により当該地方公共団体から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の額を超えることができない。

7 | 地方道路整備臨時交付金を充てて実施する交付金対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

8 | (略)

3 | 地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に充てて対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業の実施に関する計画を国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該対象事業が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、関係道路管理者が協議して当該計画を作成するものとする。

4 | 地方道路整備臨時交付金は、前項の規定により提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合（当該地方公共団体が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業に要する費用の合計額で除した割合をいう。）を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、当該地方公共団体が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を超えることができない。

5 | 対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）その他の法令の規定に基づく国の補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

6 | (略)

(地方道路整備臨時貸付金)

第六条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一| 当該地方公共団体が行う一般国道の新設又は改築に関する事業

二| 当該地方公共団体が国の補助を受けて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する事業

三| 当該地方公共団体が地方道路整備臨時交付金の交付を受けて行う交付金対象事業

3| 前二項の規定による貸付金（以下この条において「地方道路整備臨時貸付金」という。）の貸付けの決定は、平成二十五年三月三十一日までに限り行うことができる。

4| 地方道路整備臨時貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

5| 前項に定めるもののほか、地方道路整備臨時貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）



第七条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（機構法第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第十六条第二項に規定する道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2 | 機構及び会社は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この条において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。

一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項

- 二 前号の高速道路路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項
  - 三 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のため、前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項
  - 四 計画期間
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。
- 4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。
    - 一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。
    - 二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。
    - 三 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。
  - 四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

- 5| 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
  - 6| 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 7| 機構は、第二項の計画を作成するために必要があると認めるときは、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券のうち社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）及び当該振替機関の低位機関（社債等振替法第二条第九項に規定する低位機関をいう。以下同じ。）に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
  - 8| 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。
  - 9| 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- （政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）
- 第八条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

- 一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二條  
（第四項及び第五項を除く。）
  - 二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十六條第二項に規定する道路債券等 同條第一項
- 2 | 機構は、前條第四項の同意（同條第八項の変更の同意を含む。）を得たときは、直ちに、当該同意計画に定められた同條第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券のうち社債等振替法の規定の適用があるもの（以下この条において「振替機構債券等」という。）を取り扱うことについて社債等振替法第十三條第一項の同意を与えた振替機関（以下この条において「同意振替機関」という。）に対し、振替機構債券等の種類及び当該種類ごとの金額その他振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項（次項において「振替機構債券等の種類等」という。）を通知するとともに、社債等振替法第二條第五項に規定する振替機関等（以下この条において単に「振替機関等」という。）が振替機構債券等の振替を行うための口座を開設した者（以下この条において「特定加入者」という。）の氏名又は名称その他前條第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項（以下この条において「特定加入者の氏名等」という。）について報告を求めなければならない。
- 3 | 前項の通知を受けた同意振替機関は、直ちに、その直近下位機関（社債等振替法第二條第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、振替機構債券等の種類等を通知するとともに、特定加入者の氏名等について報告を求めなければならない。
- 4 | 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関（社債等振替法第二條第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

5| 第二項又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められた同意振替機関、直近下位機関及び口座管理機関は、速やかに、当該報告をしなければならない。その報告をした特定加入者の氏名等に変更があつたときも、同様とする。

6| 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、特定加入者に対し、承継日の二十日前までに機構に対し振替機関等により当該特定加入者のために開設された振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座（当該口座の必要がないときは、その旨）を通知すべき旨を通知しなければならない。

7| 振替機構債券等については、承継日の一月前の日から承継日までの間、社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第七十条第一項又は第七十一条第一項の振替又は抹消の申請（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による振替又は抹消の申請を除く。）その他社債等振替法又は社債等振替法に基づく政令の規定による申請であつて政令で定めるものをするできない。

8| 機構は、承継日の二十日前までに、次に掲げる事項を財務大臣及び国土交通大臣に通知するものとする。

一 振替機構債券等の名称

二 特定加入者の氏名又は名称

三 特定加入者ごとの振替機構債券等（当該特定加入者が質権者である場合におけるその質権の目的である振替機構債券等を除く。）の金額

四 特定加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替機構債券等の金額

五 特定加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第三号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

六 特定加入者から通知を受けた第六項の口座（当該通知がな

いときは、特定加入者から同項の口座の必要がない旨の通知を受けた場合を除き、機構が次項に規定する振替機関又は当該振替機関の低位機関から特定加入者のために開設を受けた振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座

七 | その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債券の承継のために必要な事項

九 | 財務大臣は、前項の通知を受けたときは、承継日の二週間前までに、国が社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 | 前項第二号から第六号までに掲げる事項

二 | 振替機構債券等の承継日以後における名称及び記号

三 | その他振替機構債券等の承継日以後における振替のために必要な事項

10 | 前項の通知を受けた振替機関は、承継日までに、当該通知に係る振替機構債券等について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 | 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置

イ | 当該口座の第八項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録

ロ | 当該口座の第八項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録

ハ | 当該口座の第八項第五号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録

ニ | 当該口座の特定加入者に対する第八項第六号に掲げる口座に関する事項及びイからハまでの記載又は記録に関する事項の通知

- 二 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置
- イ その直近下位機関であつて特定加入者の上位機関（社債等振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座（当該口座管理機関又はその下位機関の特定加入者が振替機構債券等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座に限る。）における特定加入者に係る第八項第三号の金額及び同項第四号の金額の合計額の増額の記載又は記録
- ロ イの直近下位機関に対する前項第一号及び第二号に掲げる事項の通知
- 11 前項の規定は、同項第二号ロ（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 12 承継日以後における社債等振替法の国債に関する規定の適用については、振替機構債券等は社債等振替法第九十一条第三項第二号ニに掲げる振替国債と、第十項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録は当該振替国債についての社債等振替法第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録とみなす。
- 13 振替機関等は、承継日に、当該振替機関等が備える振替口座簿（社債等振替法第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿をいう。）中の振替機構債券等についての記載又は記録がされている口座において、当該振替機構債券等についての記載又は記録（第十項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録を除く。）の全部を抹消するものとする。
- 14 前各項に定めるもののほか、前条第一項の規定による債務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1・2 (略)

3 | 同意計画に定められた第七条第二項第三号に規定する機構債  
務に係る機構債券等のうち、承継日において現に証券決済制度  
等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に關  
する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によ  
りなおその効力を有することとされる同法第三条の規定による  
廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定によ  
る登録を受けているものについては、承継日に、当該登録を行  
っている登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登  
録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 | 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた  
事項の登録を行うものとする。

5 | 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登  
録とみなす。

6 | 附則第三項に規定する機構債券等については、承継日以後二  
週間、国債の登録（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事  
由による移転の登録を除く。）を請求することができない。国  
債の登録の除却についても、同様とする。

附 則

1・2 (略)

3 | 昭和三十三年度における道路整備費の財源については、旧法  
第三条第二項第二号ハに規定する当該不足額又は同項第三号に  
規定する昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負  
担金若しくは昭和三十一年度末までに支払われた地方債に係る  
償還金の額を、それぞれ第三条第二号に規定する当該不足額又  
は同条第三号に規定する当該年度の前前年度に納付された地方  
公共団体の負担金若しくは当該年度の前前年度に支払われた地  
方債に係る償還金の額とみなす。

4 | 第四条の規定の昭和六十年における適用については、同条  
中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあ  
るのは「十分の六」とする。

5 | 第四条の規定の昭和六十一年度、昭和六十二年、平成三年  
度及び平成四年度における適用については、同条中「改築につ  
いては四分の三（土地区画整理事業に係るものにあつては、三  
分の二）」とあるのは、「建設大臣が行う改築については三分  
の二（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六）、  
その他の改築については十分の六（土地区画整理事業に係るも  
の）にあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年においては  
十分の五・五とし、平成三年度及び平成四年度においては十分  
の五・七五とする。」とする。

6 | 第四条の規定の平成元年度及び平成二年度における適用につ  
いては、同条中「改築については四分の三（土地区画整理事業  
に係るものにあつては、三分の二）」とあるのは、「建設大臣  
が行う改築については十分の六（土地区画整理事業に係るもの  
にあつては、十分の五・五）、その他の改築については十分の  
五・七五（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五  
・五）」とする。





○ 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金からの支払及び組入）            第六条（略）            2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>	<p>（資金からの支払及び組入）            第六条（略）            2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計若しくは道路整備特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第三条関係）

(略)	道 路				事業の区分	事業主体	国の負担割合
	(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	町村	市			
(略)	市町村	町村	市	県	三分の二	十分の八	四分之三の範囲内で政令で定める割合
(略)							

現 行

別表（第三条関係）

(略)	道 路				事業の区分	事業主体	国の負担割合
	(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	町村	市			
(略)	市町村	町村	市	県	三分の二	十分の八	四分之三の範囲内で政令で定める割合
(略)							

改 正 案

現

行

附 則

附 則

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	昭和五十九年度以前の各年度	(略)	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に 関する法律 (昭和三十三年法律第三十四号)
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の五・五
			(略)	四分の三（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 三分の二
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
読み替える字句		昭和六十一年度から平成四年度の各年度	(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六

読み替える規定	読み替えられる字句	昭和五十九年度以前の各年度	(略)	道路整備費の財源等の特別に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の五・五
			(略)	四分の三（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 三分の二
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
読み替える字句		昭和六十一年度から平成四年度の各年度	(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六
			(略)	十分の七（土地 地区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六

(略)	第四条
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	あつては十分の六、国土交通大臣以外の方が行うものにあつては十分の五・七五

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	あつては十分の六、国土交通大臣以外の方が行うものにあつては十分の五・七五

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）            第九十八條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この節において「道路整備事業」とは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕（以下この節において「道路の整備」という。）に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。</p> <p>4 5 7 （略）</p> <p>（歳入及び歳出）            第二百一一条（略）</p> <p>2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 第二百二条の二の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入</p> <p>ロ 5 又 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属）            第二百二条の二 揮発油税の収入のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二</p>	<p>（目的）            第九十八條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この節において「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下この節において「道路の整備」という。）に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。</p> <p>4 5 7 （略）</p> <p>（歳入及び歳出）            第二百一一条（略）</p> <p>2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 5 又 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 5 （略）</p>

項において同じ。)に定める額に相当するものは、同法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 (略)

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)に要する費用で国が負担するものとする。

3 5 (略)

附則

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。附則第四十九条から第二十三条までにおいて「社会資本整備特別措置法」という。)第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一般会計への繰入金及び附則第五十条の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第二項及び第二百三条第二項の規定の適用については、第二

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 (略)

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

3 5 (略)

附則

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。附則第四十九条から第二十三条までにおいて「社会資本整備特別措置法」という。)第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一般会計への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第二項及び第二百三条第二項の規定の適用については、第二

百一条第二項第一号口中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第二項若しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第六條第二項」と、同項第二号口中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又

百一条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第二項若しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ヘ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第六條第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又





別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。  
(略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

第五十条の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てるため第四十二条第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れをすることができ金額の合計額は、五千億円を限度とする。

2 前項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをした場合においては、後日、その金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別

別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。  
(略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号ヘ中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合における第二百三条第二項の規定の適用については、同項中「交付を」とあるのは、「交付及び同法第六条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを」とする。